

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第949号)

平成23年8月11日

横 情 審 答 申 第 949 号

平 成 23 年 8 月 11 日

横 浜 市 長 林 文 子 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 21 年 8 月 21 日 青 総 第 957 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

「 4/1 付 に て 着 任 し た 市 (区) 民 か ら の 電 話 を 一 方 的 に 切 る 青 葉 区 副 区 長
に 関 す る 書 類 」 ほ か 118 件 の 別 添 に 示 す 1 か ら 119 ま で の 開 示 請 求 の 却 下 決
定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「4/1付にて着任した市（区）民からの電話を一方的に切る青葉区副区長に関する書類」ほか118件の別添に示す1から119までの開示請求を却下とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「4/1付にて着任した市（区）民からの電話を一方的に切る青葉区副区長に関する書類」ほか118件の別添に示す1から119までの開示請求（これら119件の開示請求を総称して、以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年5月29日付で行った却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求は、全体として総合的に判断すると、害意ある請求であって権利の濫用に該当するため、不適法な請求として却下したものであり、その理由は次のように要約される。

(1) 経過について

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成21年4月1日以降、突然、実施機関の青葉区の保有する文書について大量の開示請求を連日のように繰り返すようになった。4月1日から24日までの間の窓口開庁日18日間のうち請求がなかったのは5日間だけであり、最も多かった日には1日36件もの請求を行った。当該期間の請求件数は合計119件である。これらの請求は、請求件数が大量にわたるだけでなく、後述するように、全体として到底適正な請求とは解し得ないものであったため、対応方法を検討するため各請求について開示決定等の期間を60日間延長した。

検討の結果、一連の請求である本件請求は開示請求権の濫用に当たると判断し、本件処分により本件請求を一括して却下した。なお、本件処分後は、中断期間もあり、請求の頻度も4月に比べると少なくなっているが、依然として青葉区に対して同様の請求を繰り返している。

(2) 本件処分の理由について

ア 申立人は、平成21年4月1日から青葉区に対して連日のように大量の開示請求

を開始した。

イ 本件請求の内容を見ると、「素行不良の前市会事務局庶務課長 現青葉区副区
長」、「横浜市職員としてのモラルのかけらもない新青葉副区長（前市会庶務課
長）」、「公職としてあるまじき横浜市職員である青葉区副区長」、「公務員の
風上にも置けない人間の青葉区副区長」など、特定職員を誹謗中傷する表現が繰
り返されていることが大きな特徴であるが（別添に示す1、2、4、5、9、10、
12、15、16、20、21、22、23、24、25、27、31、32、33、34、35、37、38、39、
41、42、43、44、45、47、62、85、86、87、95、96、108、116）、本件請求の開
始された4月1日は、特定職員が青葉区に異動した日であり、誹謗中傷する表現
を含む請求が請求開始の4月1日から15日までに特に集中していることを考え合
わせると、本件の一連の大量開示請求は特定職員に対する悪意に基づいて始めら
れたことが明らかであるといえる。

ウ イのほかに、本件請求には次の特徴が見られる。

(ア) 「青葉副区長に関する書類」（別添に示す1）を始めとして、ほとんどが
「 に関する書類」といった形の包括的な請求である。

(イ) 特定職員のスケジュールに関する書類や特定職員の保有するデジタルデータ
などの請求を何度も繰り返している（前者として別添に示す2、3、5、14、
19、28、40、47、86、90、98、117、後者として別添に示す9、17、20、27、
35、41、45、84、95、108）。

(ウ) 「公職としてあるまじき横浜市職員である青葉区副区長の巣食う区役所4F
ELV前にある投書箱に関する書類（提案内容etc）」など、特定職員とは直接関
係のない請求に特定職員に係る修飾語が付加されているものが多数見られる
（別添に示す12、15、16、22、24、25、32、33、34、35、38、39、42、43、44、
87、96）。

(イ) 「青葉区が保有する落し物に関する書類」、「青葉区が保有する危機管理に
関する書類」、「青葉区が保有する災害対策に関する書類」、「青葉区が保有
する区選管に関する書類」など、区の事務一覧表等を参照して手当たり次第に
請求したと考えられる請求が多数ある（別添に示す49、50、51、52、53、54、
55、56、58、61、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、
77、78、79、83、93、94、101、102、103、105）。

エ これらの特徴から、申立人は具体的に閲覧したい行政文書があつて開示請求を

行っているのではなく、単に開示請求を手段として、特定職員及びその所属する青葉区を攻撃する目的で本件請求を行っていることは明白である。その行為は執拗で徹底しており、特定職員及び青葉区を威圧し、攻撃し、区の業務遂行を混乱、停滞させることを意図した悪質な行為であると言わざるを得ない。

オ なお、申立人は「当該職員が犯している違法行為を追及する市民にとっては、開示請求が大量かつ時系列的になるのは当然の結果である」と主張し、特定職員を「追及する」ための大量の開示請求であることを隠していない。同時に、申立人は「違法行為を追及する」行為であるとして「追及する」行為の正当性を主張するが、何が「違法行為」なのか、「違法行為を追及する」ためになぜ別添の行政文書を請求する必要があるのかについて何も説明しておらず、本件請求を正当化できるものではない。

カ 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第4条は、利用者の責務として当該条例の目的に即し、適正な請求を行うことを定めている。また、民法（明治29年法律第89号）第1条第3項は「権利の濫用は、これを許さない。」と規定しているが、これは法の一般原理を表現したものであって、権利濫用禁止の法理は公法関係にも当然に妥当すると解されている。情報公開に係る裁判例においても「外形上権利の行使のように見えるが、具体的場合に即してみるとときには権利の行使として是認することができない場合もあり、それについては権利の濫用と評価されるべき」であり、「権利の濫用となる場合には」、「不適法として却下できるのが相当」とされている（横浜地判平成14年10月23日（平成12年（行ウ）第41号 公文書公開請求却下取消請求事件）。東京高裁及び最高裁も同旨）。

前記のとおり、本件請求を全体として総合的に判断した場合、本件請求は、特定職員及び青葉区という組織全体を威圧し、攻撃し、区の業務遂行を混乱、停滞させることを意図として行われた害意ある請求と判断せざるを得ない。したがって、本件の一連の請求は全体として適正な請求とはいえず、情報公開条例の目的を著しく逸脱した、権利の濫用に該当する請求であり、不適法なものであると判断し、これを却下した。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、納税者からの開示請求に背を向けずに真摯に応える決定を求める。
- (2) 実施機関には、公職としてのモラルや常識のかけらすら持ち合わせていない副区長が存在しており、当該職員が犯している違法行為を追及する市民にとっては、開示請求が大量かつ時系列になるのは当然の結果であり、市民に対して前向きかつ積極的な情報提供及び情報開示すべきとする情報公開条例に反する不当かつ違法な処分である。
- (3) モラル無き当該副区長が市民から架けた電話を何度も一方的に切る行為という事実を明記することが誹謗というのであれば、この市民への奉仕者たるべき資質の欠落する当該副区長の行った行為を録音した証拠品を審査会等で提供する準備もあり、事実を明確に指摘かつ表記した内容を軽んじる行為に対しては、反省及び善処を求める。

5 審査会の判断

実施機関は、本件請求は、特定職員及び青葉区という組織全体を威圧し、攻撃し、区の業務遂行を混乱、停滞させることを意図として行われた害意ある請求と判断せざるを得ず、したがって、本件請求は全体として適正な請求とはいえず、情報公開条例の目的を著しく逸脱した、権利の濫用に該当する請求であり、不適法なものである旨主張することから、以下検討する。

(1) 開示請求権の適正な行使について

ア 情報公開条例第4条では、「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求を行うとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定されている。本条は、開示請求権といえども無制限に認められるものではないことを条例上明確にしたものである。

開示請求権は、開示請求者が自身の求める情報を請求する権利として尊重されるべきものであることはいうまでもないが、その一方で、その権利行使を通じて情報公開条例第1条に掲げられた目的が実現されるために創設されたものである。

情報公開条例第3条では、実施機関がその保有する情報を積極的に公開するよう努めることを規定しており、公開に向けての実施機関の努力はもちろん重要であるが、情報公開制度が健全に機能するためには、開示請求者と実施機関がそれぞれの責務を果たして情報の公開に向けて協力することが必要である。

イ ところで、上述のように、開示請求権は、開示請求者が求める情報を請求する

権利として尊重されるべきものではあるが権利の行使といっても、常に例外なしに無制限に認められるというわけではなく、外形上は権利の行使のように見えるが、具体的事案に即してみるとときには、権利の行使として是認することができない場合もあり、それについては権利の濫用と評価されることもあり得るのであって、権利の濫用と評価されるような開示請求に対しては、情報公開制度上においても、権利濫用の一般法理が適用されると考えられる（東京高裁平成15年3月26日判決（平成14年（行コ）第289号 公文書公開請求却下処分取消請求控訴事件）参照）。そして、権利の濫用に該当するような不適法な請求等があった場合について、情報公開条例上、このような請求に対応する規定は設けられていないが、権利濫用に関する一般法理を適用することにより不適法な請求として却下できると解するのが相当である。もっとも、権利濫用の法理により開示請求を却下することは、情報公開条例が予定していないような例外的場合に限られるのであって、その適用に当たっては開示請求権を不当に制限することのないよう慎重な判断が求められることはいうまでもない。

(2) 本件及び関連諮問案件に係る審査方法について

ア 申立人は、平成21年4月1日から同年7月10日までの間に、実施機関の青葉区に対して別添に示す185件の請求（これら185件の請求を総称して、以下「本件連続請求」という。）を行っており、その内訳は、173件が情報公開条例に基づく開示請求で、残る12件が横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく本人開示請求である（これら2種類の請求を総称して、以下「開示請求等」という）。本件請求は、本件連続請求のうち、同年4月1日から同年4月24日までになされた119件の請求であり、全て情報公開条例に基づく開示請求である。

実施機関は、本件連続請求に対して請求時期及び請求種別に応じて9回に分けて、いずれも請求権の濫用を理由に却下決定を行っており、各決定に対してそれぞれ異議申立てがなされたことを受けて当審査会に9件の諮問を行った。なお、9件の諮問のうち5件が情報公開条例に基づく開示請求に係る事案、残る4件が個人情報保護条例に基づく本人開示請求に係る事案である。

イ 前述のとおり権利濫用に係る事案の審査では、個別の請求の請求内容だけでなく様々な要素を総合的に勘案する必要があるところ、実施機関は、本件連続請求について一連のものであるとして9回の却下決定を行っており、当審査会として

も、実施機関のそのような扱いについては理解できるものである。したがって、本件連続請求に係る9件の諮問については、本件連続請求に至った経緯や本件連続請求の全体的な特徴など個別の請求にとどまらない要素も含めて全体として観察した上で、本件処分の適法性・妥当性を審査することとした。

なお、本件連続請求の中には本件請求後になされた開示請求等も含まれているものの、後述する本件連続請求に認められる事実は全て本件請求についても該当するため、本件処分の適法性・妥当性の判断に影響するものではない。

(3) 本件連続請求の特徴について

ア 本件連続請求の内容及び目的について

(ア) 特定職員に関する請求

別添に示すとおり本件連続請求の各開示請求書の記載を見ると、「市民からの電話を一方向的に切る青葉区副区長」、「モラル無き副区長」など特定職員を名指しして誹謗・中傷すると考えられるものが請求件数の約3割(53件)を占めていることが認められる。このうち23件は、「モラル無き青葉区副区長の巢喰う庁舎の目的外使用許可に関する書類(食堂、売店以外)」のように請求対象となる行政文書と特定職員との間に直接の関連性がないにもかかわらず、特定職員を誹謗・中傷する表現が付加されている。また、特定職員のスケジュール及び特定職員が保有するデジタルデータが請求されたものが約2割(31件)を占めていることが認められる。

(イ) 青葉区の事務・事業に関する抽象的・包括的な請求

本件連続請求の中には、「青葉区が保有する危機管理に関する書類」、「青葉区が保有する統計調査に関する書類」といった青葉区の事務・事業に関する請求が平成21年4月の4日間に集中して行われており、その合計は35件になる。

このため、当審査会で当時の青葉区のホームページに掲載された業務案内のページを確認したところ、当該請求で使用された事務・事業に係る表現は当該ページの「業務内容」欄又は「係名」欄に記載された表現と同一であることが認められる。さらに、本件連続請求では各開示請求書に「・・・に関する書類」と記載された抽象的・包括的な請求が約7割(130件)を占めていることが認められる。

イ 本件連続請求に至った経緯及び申立人の言動

本件連続請求が始められた平成21年4月1日は、青葉区の特定職員に対して前

職場である市会事務局（当時。現在の議会局。以下同じ。）から青葉区への異動が発令された日である。

当審査会で確認したところ、特定職員が庶務課長として前職場に在籍していた時期のうち平成20年9月26日から平成21年3月24日までの間に、申立人から市会議長あてに合計169件の開示請求等（当該開示請求等を総称して、以下「異動前の請求」という。）がなされていた。請求内容を見ると、5件を除く164件は庶務課が保有する文書を請求するものであり、また、本件連続請求と同様に特定職員を誹謗・中傷する記載を含むものが26件あり、そのほとんどが特定職員が保有するデジタルデータ又は文書を請求する抽象的・包括的な請求であった。特に「市民からの電話を一方的に切る特定職員」と記載した開示請求（同種の記載を含む）は、異動前の請求がなされていた期間中に終始続けられていたことが認められる。

ウ 実施機関の事務処理等の業務量

仮に本件連続請求に対して実施機関が開示決定等を行おうとしたとすると、本件連続請求の中には抽象的・包括的な記載で請求されたものが多数（前述のとおり抽象的・包括的な請求が130件）見られ、そのような請求については開示決定等の期限を延長した上で、請求対象となる行政文書や保有個人情報を具体的に特定するために申立人に請求内容の補正を依頼することとなり、また、特定できたものについてはそこに記載された情報の開示・非開示を判断するなど、開示決定等に向けた一連の事務が発生することになる。本件連続請求が3箇月以上に渡って185件の開示請求等がなされたものであることと考え合わせると、実施機関が開示決定等を行うための事務処理量は膨大なものとなり、当該実施機関の他の業務への著しい支障が生じることが容易に想定されるところである。

エ なお、申立人からは実施機関の却下理由説明書に対する意見書や異議申立書において言及していた証拠記録等の提出がなかったほか、申立人が希望した当審査会での意見陳述についても2回の期日を示して陳述の機会を提供したものの、申立人からは何らの回答もなかった。

(4) 本件連続請求の権利濫用該当性について

前記(3)を踏まえて本件連続請求について以下検討する。

ア 申立人は、本件連続請求及び異動前の請求において特定職員が所属する組織に対して開示請求等を続けてきており、また、「市民からの電話を一方的に切る特

定職員」と記載した開示請求（同種の記載を含む。）を繰り返し行っている。このことから、本件連続請求が開始された契機は、申立人は市会事務局とのやり取りの中で特定職員の対応について強く執着するようになり、当該職員の異動に伴って開示請求等の宛先を議長から青葉区に切り替えたことによるものと考えるのが自然である。

イ 次に、本件連続請求の請求内容のうち、特定職員を誹謗・中傷する記載については、請求対象文書の特定とは本来関係のない事項であり、むしろ、このような記載を付して開示請求を行う申立人の特定職員に対する害意を示すものと推認せざるを得ないものというべきである。この点について、申立人は、本件連続請求の理由として特定職員の違法行為を追及するためである、又は申立人の個人情報違法かつ不当に扱われている可能性が非常に高いなどと抽象的に主張する。しかし、申立人は、異動前の請求においても特定職員及びその所属する庶務課に関する開示請求等を集中的に行ってきたおり、本件連続請求は、特定職員の異動を契機として、いわば当該職員を執拗に「追い掛ける」形で始められたと認められ、また、その請求件数は、平成21年4月1日から同年4月24日までの18開庁日の間に121件に上っており、同年7月10日までにおいても69開庁日で185件に達している。これらのことを考慮すると、本件連続請求は全体として、特定職員を誹謗・中傷し、また、特定職員が所属する青葉区に対して集中的に開示請求等を行うことによって、特定職員に対して嫌がらせをすることを目的としていたと言わざるを得ない。

ウ 以上のことから、本件連続請求は、請求権の行使という外観を装ってはいるものの、当該請求の内容及び目的、当該請求に至った経緯、申立人の言動等を総合的に勘案すると、開示請求等の請求権が最大限尊重されるべきことを考慮したとしても、実質的には権利の行使として認めることはできず、権利の濫用であると認めざるを得ない。したがって、当審査会としては、その一部を構成する本件請求についても、権利の濫用であると判断するに至った。

エ なお、申立人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件請求を権利の濫用に該当するとして却下とした決定は妥当である。

(制度運用調査部会)

委員 三辺夏雄、委員 金子正史、委員 藤原静雄

別添 本件連続請求一覧

番号	請求種別	開示請求日	「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 又は 「本人開示請求に係る保有個人情報」
1	一般	平成 21 年 4 月 1 日	4 / 1 付にて着任した市(区)民からの電話を一方的に切る青葉副区長に関する書類
2	一般	平成 21 年 4 月 3 日	市民からの電話を一方的に切る青葉区副区長のスケジュールに関する書類
3	一般	平成 21 年 4 月 6 日	青葉区副区長 & 区長のスケジュール(確定分)
4	一般	平成 21 年 4 月 6 日	素行不良の前市会事務局庶務課長 現青葉区副区長の職務内容について記された書類
5	一般	平成 21 年 4 月 7 日	市民から架けた電話を一方的に切る青葉区副区長のスケジュールについて記された書類及びデジタルファイル
6	一般	平成 21 年 4 月 7 日	4 月 7 日付副区長、区長が出席して、実施されている事業説明に関する書類
7	一般	平成 21 年 4 月 7 日	青葉区役所 4F にある食堂に関する職員厚生会との契約書(両面)及び関連書類
8	一般	平成 21 年 4 月 7 日	過去に青葉区がおこした不祥事について記された書類(税の滞納により誤認差し押え等) 公表、非公表を問わず
9	一般	平成 21 年 4 月 7 日	横浜市職員としてのモラルのかけらもない新青葉副区長(前市会庶務課長)が保有する公の書類ならびにデジタルファイル(庁舎内通達 区長よりのメール等)
10	一般	平成 21 年 4 月 7 日	モラルの欠ける青葉区副区長の給与等にかかわる書類
11	一般	平成 21 年 4 月 8 日	青葉区庁舎及び隣接公園の喫煙所に関する書類
12	一般	平成 21 年 4 月 8 日	モラルなき副区長のいる青葉区に対しての開示請求に関する書類
13	一般	平成 21 年 4 月 8 日	青葉区副区長に対する税の支出に関する書類(交通費 etc)
14	一般	平成 21 年 4 月 8 日	青葉区長 & 副区長のスケジュールに関する書類
15	一般	平成 21 年 4 月 8 日	公職としてあるまじき横浜市職員である青葉区副区長の喫食う区役所 4F ELV 前にある投書箱に関する書類(提案内容 etc)
16	一般	平成 21 年 4 月 8 日	市民から架けた電話をきる前市会庶務課長のいる青葉区に対して(関して)提出された「市民からの提案に関する書類
17	一般	平成 21 年 4 月 9 日	青葉区長が保有する PC 内通達、連等のデジタルファイル(メールデータ、添付ファイル、メールサーバの送受信リスト)
18	一般	平成 21 年 4 月 9 日	青葉区が保有する人事・組織に関する書類
19	一般	平成 21 年 4 月 9 日	青葉区長、副区長のスケジュール等に関して記された書類
20	一般	平成 21 年 4 月 9 日	市民からの電話を一方的に切る青葉区副区長が保有する公の書類 & データ(メールデータ、ファイル) 前回以降

番号	請求種別	開示請求日	「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 又は 「本人開示請求に係る保有個人情報」
21	一般	平成 21 年 4 月 9 日	横浜市公務員としての資質に欠ける青葉区副区長の保有する今年度事業に関する書類(区分)
22	一般	平成 21 年 4 月 9 日	モラル無き副区長のいる青葉区が保有する市(区)民からのクレーム等に関する書類
23	一般	平成 21 年 4 月 9 日	モラル無き青葉区副区長のメールに関するデータ(メールサーバ内の情報ならびにファイル、送受信ログリスト etc 4/1以降)
24	一般	平成 21 年 4 月 9 日	非常識極まりない青葉区副区長が属すく区の中長期的な計画に関する書類(含む議事録)
25	一般	平成 21 年 4 月 9 日	市民から架けた電話を一方的に切る青葉区副区長が配属された青葉区広報横浜(区版)に関する書類(支出伝票、記事内容原稿 etc)
26	一般	平成 21 年 4 月 10 日	青葉区庁舎内にある売店に関する資料(区保有分)
27	一般	平成 21 年 4 月 10 日	良識亡き青葉区副区長が保有するデジタルデータ(メールアドレス&ファイル 事業計画、人事移動等のファイル) 前回以降
28	一般	平成 21 年 4 月 10 日	青葉区副区長のスケジュールについて記された書類(前回以降)
29	一般	平成 21 年 4 月 10 日	青葉区庁舎 4F の ELV 前にある投書箱に関する書類(前回以降)
30	一般	平成 21 年 4 月 10 日	広報よこはま青葉区版に関する書類(制作費用、取材内容、庁舎等に配置している部数及び配布実績のわかるもの等の書類)
31	一般	平成 21 年 4 月 10 日	公務員の風上にも置けない人間の青葉区副区長が使用する電話回線のログリスト(4/1以降)
32	一般	平成 21 年 4 月 10 日	モラル無き青葉区副区長の巢喰う庁舎の目的外使用許可に関する書類(食堂、売店以外)
33	一般	平成 21 年 4 月 10 日	モラル無き副区長のいる青葉区職員の引きおこした不祥事等の書類(前回以降)
34	一般	平成 21 年 4 月 15 日	モラル無き青葉区副区長の所属する役所の予算に関する書類(H21 年度分予算会議資料 etc のすべての書類)
35	一般	平成 21 年 4 月 15 日	モラル無き市会事務局前庶務課長が所属する青葉区長のパソコン内にある人事移動に関するデジタルデータ(ファイル)(含むメール)
36	一般	平成 21 年 4 月 15 日	青葉区の公用車に関する書類(含む運転日報、使用許可等)4/1以降の副区長使用のみ
37	一般	平成 21 年 4 月 15 日	横浜市の公職としての資質に欠ける青葉区副区長の保有する今年度の事業に関する書類(前回以降)
38	一般	平成 21 年 4 月 15 日	モラル無き青葉区副区長のいる青葉区に対する開示請求に関する書類(前回以降)
39	一般	平成 21 年 4 月 15 日	公務員としての資質の欠ける青葉区副区長の在籍する役所の人事移動に関する書類
40	一般	平成 21 年 4 月 15 日	青葉区副区長&区長等のスケジュールについて記されたデジタルデータ&ファイル

番号	請求種別	開示請求日	「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 又は 「本人開示請求に係る保有個人情報」
41	一般	平成 21 年 4 月 15 日	市民から架けた電話を一方的に切るモラル無き青葉区副区長が使用するパソコン内のデジタルデータ(事業計画、人事移動等に関するファイル&データ前回以降)
42	一般	平成 21 年 4 月 15 日	モラル無き青葉区副区長が在する役所に対する市民からの提案に関する書類(前回以降)
43	一般	平成 21 年 4 月 15 日	市民から架けた電話を一方的に切る青葉区副区長が在籍する青葉区に対する投書に関する書類(前回以降)
44	一般	平成 21 年 4 月 17 日	市民からの電話を一方的に切る青葉区副区長(兼総務部長)の巢喰う青葉区総務部の支出に関する書類(含む、起案 etc.)
45	一般	平成 21 年 4 月 17 日	市民から架けた電話を一方的に切る青葉区副区長が保有する人事移動、区長からの指示、事業計画等のデジタルファイル及びメールファイル
46	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区職員の各種手当に関する書類(残業、特別手当 etc.)
47	一般	平成 21 年 4 月 17 日	市民からの架けた電話を一方的に切る青葉区副区長等のスケジュールについて記した書類及び同デジタルファイル
48	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区の H21 年度事業計画に関する書類(前回以降)
49	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する落し物に関する書類
50	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区に保有する危機管理に関する書類
51	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する災害対策に関する書類
52	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する仮ナンバーに関する書類
53	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区役所の駐車場に関する書類
54	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する区選管に関する書類
55	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する各種選挙(不在投票 etc.)に関する書類
56	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する統計調査に関する書類
57	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区の人事移動に関する書類(青葉区保有分、既開示請求済を除く)
58	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する「まちのルールづくり相談コーナー」に関する書類(相談内容、具現化したルール etc.)
59	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区に対する市民からの提案に関する書類(前回以降)
60	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区に対する「明日への提案箱」に関する書類(前回以降)
61	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区の保有する防犯に関する書類
62	一般	平成 21 年 4 月 17 日	モラル無き副区長の有する青葉区に対する開示請求に関する書類(前回以降)

番号	請求種別	開示請求日	「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 又は 「本人開示請求に係る保有個人情報」
63	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する地番証明に関する書類
64	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する放置自転車対策に関する書類
65	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する区民利用施設の運営・管理に関する書類
66	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する消費生活に関する書類
67	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する地域と学校の連携に関する書類
68	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する青少年育成に関する書類
69	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区の保有する文化芸術振興に関する書類
70	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区の保有する生涯学習支援に関する書類
71	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する市民活動に関する書類
72	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有するリサイクル情報板・文庫に関する書類
73	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する交通安全対策に関する書類
74	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する体育振興に関する書類
75	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する地域力の推進に関する書類
76	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する商店街振興に関する書類
77	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する不法投棄対策に関する書類
78	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有する自治会、町内会に関する書類(補助金支出等(広報配布金))
79	一般	平成 21 年 4 月 17 日	青葉区が保有するごみの資源化・減量化推進に関する書類
80	一般	平成 21 年 4 月 20 日	青葉区が保有する開示請求に関する書類(前回以降)
81	一般	平成 21 年 4 月 20 日	青葉区が保有する市民からの提案及び庁舎内の提案箱(4F)への提案に関する書類(前回以降)
82	一般	平成 21 年 4 月 20 日	青葉区が保有する 4 F 食堂に関する書類(前回以降)
83	一般	平成 21 年 4 月 20 日	青葉区が保有する公用車に関する書類(日報、使用許可、燃料の伝票処理 etc.)
84	一般	平成 21 年 4 月 20 日	青葉区副区長が保有するデジタルデータ&ファイル(前回以降 メールデータ&ファイル 起案/決裁書類 etc.)
85	一般	平成 21 年 4 月 20 日	市民から架けた電話を一方的に切るモラル無き青葉区副区長に関して市民の血税を無駄に支出している事実を示す書類(交通費精算伝票 etc.)
86	一般	平成 21 年 4 月 20 日	モラル無き青葉区副区長、及び区長のスケジュールについて記された書類(前回以降)

番号	請求種別	開示請求日	「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 又は 「本人開示請求に係る保有個人情報」
87	一般	平成 21 年 4 月 22 日	市民からの電話を一方的に切るというモラル無き副区長のいる絵に描いた餅状態の「青葉区人材育成ビジョンを踏えた人材育成」の達成度や実施状況等を示す書類
88	一般	平成 21 年 4 月 22 日	青葉区役所の 20 年度運営について、4 点挙げられているが、各職員の意識度や達成度（H20 年度の）等がわかる書類
89	一般	平成 21 年 4 月 22 日	2008 年度の青葉区重点推進施策 5 件に対する達成度を示す書類及び当該施策に使用した税の支出のわかる書類
90	一般	平成 21 年 4 月 22 日	青葉区副区長及び同区長のスケジュールについて記された書類（前回以降）
91	一般	平成 21 年 4 月 22 日	本年 5 月 9 日～6 月 21 日に赤レンガ倉庫で行なわれる青葉区の紹介に関するすべての書類（プロモーション、パフォーマンス等に関する打合せ議事録、資料（レジュメ）、税の支出、参加者名簿 etc）
92	一般	平成 21 年 4 月 22 日	H20 年度が青葉区が示す「区民ニーズの把握と職場内での情報、目標の共有」を具体的に示す、アンケート結果、会議録等を書類
93	一般	平成 21 年 4 月 22 日	青葉区が保有する要望、陳情に関する書類
94	一般	平成 21 年 4 月 22 日	青葉区が保有する落し物に関する書類
95	一般	平成 21 年 4 月 22 日	市民からの電話を一方的に切る青葉区副区長が在籍する区の副区長が保有する事業計画、人事、上司よりの連絡等のメール及びデジタルファイル
96	一般	平成 21 年 4 月 22 日	青葉区副区長というモラル無き職員がいる青葉区の開示請求に関する書類
97	一般	平成 21 年 4 月 22 日	H20 年度の青葉区が掲げる各課の目標と取組に関する会議録及び達成度（又は達成経過）etc がわかる書類
98	一般	平成 21 年 4 月 23 日	青葉区長、副区長 etc のスケジュールのわかる書類（本日以降分も対象となる）
99	一般	平成 21 年 4 月 23 日	青葉区の H20 年度の自主企画事業費に関する書類（含む支出のわかる書類）
100	一般	平成 21 年 4 月 23 日	青葉区が保有する生活保護の申請・相談等に関する書類（聞き取り調査書他）
101	一般	平成 21 年 4 月 23 日	青葉区が保有する交通安全運動に関する書類
102	一般	平成 21 年 4 月 23 日	青葉区が保有する自治会町内会に関する書類（税の支出 etc）
103	一般	平成 21 年 4 月 23 日	青葉区が保有する外国人登録に関する書類
104	一般	平成 21 年 4 月 23 日	青葉区が保有する広報よこはま「青葉区版」に関する書類（前回以降）
105	一般	平成 21 年 4 月 23 日	青葉区が保有する市政相談に関する書類
106	一般	平成 21 年 4 月 23 日	青葉区政白書 2009（仮称）に関する書類（編集会議 etc の議事録、業者かの見積り、予算化に関する資料 etc）

番号	請求種別	開示請求日	「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 又は 「本人開示請求に係る保有個人情報」
107	一般	平成 21 年 4 月 23 日	青葉区政白書(2008)作成に関する書類(会議録、起算書、業者への支払 etc)
108	一般	平成 21 年 4 月 23 日	市民からの電話を一方的に切る青葉区副区長が保有する事業計画、人事移動、上司からの指示、部下への指示 et のデジタルファイル&メールデータ)
109	一般	平成 21 年 4 月 23 日	横浜市コールセンターが受けた青葉区に関するクレーム、要望、意見 etc の書類(青葉区が保有する書類)
110	一般	平成 21 年 4 月 24 日	青葉区が保有す 同区内の地域ケアプラザ(8ヶ所)に関する書類(区民への奉仕による結果/効果を示す書類 税の支出がわかる書類 他)
111	一般	平成 21 年 4 月 24 日	青葉区公会堂に関する書類(人的配置、支出のわかる書類、利用/予約記録 使用料受領のわかる書類、スケジュール等の記録された書類他)
112	一般	平成 21 年 4 月 24 日	青葉区のコミュニティハウス(7ヶ所)に関する書類(ランニングコスト等の税の支出を示す書類、運営による区民のメリットがわかる書類. etc)
113	一般	平成 21 年 4 月 24 日	青葉区地区センター(6ヶ所)の活動内容、税の支出を示すもの、使用料等収入の内容を示すもの 人的配置、等の書類
114	一般	平成 21 年 4 月 24 日	青葉区区民活動支援センターに関する書類(活動記録 具体的な支援による結果/効果のわかる書類、税の支出) etc
115	一般	平成 21 年 4 月 24 日	青葉区が保有するあざみ野駅行政サービスコーナーに関する書類(区の対応、人材派遣、費用負担 etc)
116	一般	平成 21 年 4 月 24 日	市民からの電話を一方的に切る青葉区副区長の在する区の不肖事一覧(前回以降)
117	一般	平成 21 年 4 月 24 日	青葉区長及び副区長等のスケジュールを記した書類及び同デジタルファイル
118	一般	平成 21 年 4 月 24 日	青葉区が保有する開示請求に関する書類(前回以降)
119	一般	平成 21 年 4 月 24 日	青葉区が保有する青葉区社会福祉協議会に関する書類(会メンバー、税の支出、具体的な結果/効果、会議録等の書類)
120	一般	平成 21 年 5 月 20 日	青葉区区長のスケジュールについて記されたデジタルデータ
121	一般	平成 21 年 5 月 20 日	青葉区が保有する収税に関する書類(H21/4~現在まで)
122	一般	平成 21 年 5 月 20 日	市民からの電話を一方的に切る青葉区副区長を代表とする公務員として資質の欠落する職員が多いとされる青葉区職員の不祥事に関する書類
123	一般	平成 21 年 5 月 20 日	市民からの電話を一方的に切る青葉区副区長として資質に欠ける の対する血税の支出を示す書類(交通費給与等すべて)
124	一般	平成 21 年 5 月 20 日	市民からの架電を一方的に切る青葉区副区長が使用する PC 内にある、H21 年度区政方針及びその執行に関する書類
125	一般	平成 21 年 5 月 20 日	青葉区副区長のスケジュール及び公用車の使用に関する書類(前回以降のものもあり)

番号	請求種別	開示請求日	「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 又は 「本人開示請求に係る保有個人情報」
126	一般	平成 21 年 5 月 20 日	青葉区が保有する 5/20 に開催された(る)男女共同参画推進者会議における「名簿兼出席確認票」及び配布資料
127	一般	平成 21 年 5 月 20 日	青葉区が保有する情報開示請求に関する書類
128	一般	平成 21 年 5 月 20 日	青葉区が保有する市民からの提案及び区独自の投書に関する書類
129	一般	平成 21 年 5 月 20 日	青葉区が保有する市民財産目的外使用に関する書類
130	一般	平成 21 年 5 月 22 日	モラル無き青葉区副区長の PC 内に存在する公のデジタルファイル(前回以降)
131	一般	平成 21 年 5 月 28 日	青葉区の職員における(おこした)不肖事について記した書類
132	一般	平成 21 年 5 月 28 日	市民からの電話を一方向的に切る副区長がいる青葉区が市民に送った情報開示決定通知書等に公の文書を入れて誤送付した事実を示す書類
133	一般	平成 21 年 5 月 28 日	モラル無き青葉区副区長のいる青葉区が保有する情報開示請求に関する書類
134	一般	平成 21 年 5 月 28 日	モラル無き青葉区副区長に対し、税の支出を示す書類(給与、交通費他)
135	一般	平成 21 年 5 月 28 日	青葉区長、副区長等のスケジュールについて記した書類
136	一般	平成 21 年 5 月 28 日	青葉区が保有する市民からの提案に関する書類
137	一般	平成 21 年 5 月 28 日	青葉区の税の収納状況がわかる書類(H21 年度分)
138	一般	平成 21 年 6 月 1 日	市民からの電話を一方向的に切る青葉区副区長に関する書類(青葉区保有分)
139	一般	平成 21 年 6 月 1 日	青葉区区長、副区長等のスケジュールについて記されたファイル(今後の予定も含む、確定分)
140	一般	平成 21 年 6 月 3 日	青葉区の保有する稚拙な情報開示却下に関するすべての書類
141	一般	平成 21 年 6 月 3 日	青葉区区長及び副区長等のスケジュールについて記された書類(すべて)
142	一般	平成 21 年 6 月 3 日	モラル無き副区長のいる青葉区が保有する異議申立に関するすべての書類
143	一般	平成 21 年 6 月 3 日	市民からの電話を一方向的に切る青葉区副区長が管理・保有するすべての行政文書
144	一般	平成 21 年 6 月 3 日	青葉区の保有する個人情報本人開示請求に関する書類
145	一般	平成 21 年 6 月 3 日	「市民からの提案」についての情報開示請求について却下した愚かな青葉区が保有する当該却下に関する書類
146	一般	平成 21 年 6 月 3 日	モラル無き副区長が青葉区に存在する事を示した書類
147	一般	平成 21 年 6 月 3 日	市民からの情報開示に応えない青葉区の保有する情報開示請求に関する書類
148	一般	平成 21 年 6 月 3 日	市民からの開示請求を却下する何でも隠す青葉区の公用車に関する書類

番号	請求種別	開示請求日	「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 又は 「本人開示請求に係る保有個人情報」
149	一般	平成 21 年 6 月 3 日	何でも隠す青葉区に提出された「市民から提案」に関するすべての書類
150	一般	平成 21 年 6 月 3 日	青葉区が保有する私達市民が納めた税が支出される事実について記した書類
151	一般	平成 21 年 6 月 4 日	青葉区が頻ぱんに起こす不肖事に関する書類
152	一般	平成 21 年 6 月 4 日	市民からの電話を一方的に切る青葉区副区長に対しての税の支出がわかる書類（給与、交通費 etc.）
153	一般	平成 21 年 6 月 9 日	青葉区区長副区長 etc のスケジュールについて記された書類（前回以降）
154	一般	平成 21 年 6 月 9 日	青葉区が保有する稚拙と思われる年度計画や中期計画等に関する書類
155	一般	平成 21 年 6 月 9 日	青葉区副区長に対する税の支出がわかる書類（前回以降、交通費給与等の支出）
156	一般	平成 21 年 6 月 9 日	青葉区職員が度々おこす不肖事に関する書類（市及区保有分）
157	一般	平成 21 年 6 月 9 日	何でも隠す青葉区の保有する情報開示請求却下に関する行政文書（前回以降）
158	一般	平成 21 年 6 月 10 日	市民からの電話を一方的に切る副区長のいる青葉区に対す異議申立に関する書類
159	一般	平成 21 年 6 月 10 日	青葉区に関する公用車に関する日報（運転日報、ガソリン等の支出に関する伝票）
160	一般	平成 21 年 6 月 10 日	青葉区が保有する収税に関する書類
161	一般	平成 21 年 6 月 22 日	青葉区の保有する税の支出がわかる公の書類
162	一般	平成 21 年 6 月 23 日	青葉区が保有する情報開示請求に関する書類
163	一般	平成 21 年 6 月 23 日	青葉区の区長及び副区長をスケジュールについて記した書類
164	一般	平成 21 年 6 月 23 日	モラル無き副区長のいる青葉区の行政財産の目的外使用に関するすべての書類
165	一般	平成 21 年 6 月 23 日	不祥事やモラル無き職員の多い青葉区に関する「市民からの提案」
166	一般	平成 21 年 6 月 24 日	青葉区が行った不当な情報開示及び個人情報開示請求却下に関する書類
167	一般	平成 21 年 6 月 26 日	青葉区職員がおこした多数の不祥事について記された書類
168	一般	平成 21 年 7 月 8 日	市の中で区職員の不祥事が多い青葉区での発生内容等について記した書類
169	一般	平成 21 年 7 月 8 日	横浜市の区の中で情報開示却下の多い青葉区における却下状況 etc. を示す書類
170	一般	平成 21 年 7 月 8 日	青葉区副区長に対する支出を示す書類（報酬（賃金）、交通費 etc.）
171	一般	平成 21 年 7 月 8 日	モラルの欠如する青葉区の区長、副区長等のスケジュールのついて記した書類

番号	請求種別	開示請求日	「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」 又は 「本人開示請求に係る保有個人情報」
172	一般	平成 21 年 7 月 9 日	青葉区の保有する公用車に関する書類(支出を示すもの、業務日誌、超か勤務簿等)
173	一般	平成 21 年 7 月 10 日	青葉区の保有する市民からの提案に関する書類
174	個人	平成 21 年 4 月 8 日	小職が青葉区に提出した情報開示に関する書類
175	個人	平成 21 年 4 月 8 日	小職が青葉区に提出した「市民からの提案」に関する書類
176	個人	平成 21 年 6 月 3 日	小職が行った「市民からの提案」についての個人情報開示請求を却下した事実に関するすべての書類
177	個人	平成 21 年 6 月 3 日	本年 6 月 1 日付にて小職が行った異議申立に関するすべての書類
178	個人	平成 21 年 6 月 3 日	本年 6 月 3 日に小職が行った異議申立に関するすべての書類
179	個人	平成 21 年 6 月 3 日	本年 5 月 30 日付にて青葉区が行った小職の個人情報開示請求却下に関するすべての書類
180	個人	平成 21 年 6 月 3 日	本年 5 月 30 日付にて青葉区が行った小職の情報開示請求の却下に関するすべての書類
181	個人	平成 21 年 6 月 10 日	痴呆行政と名高い青葉区に対する異議申立に関する書類(小職分)
182	個人	平成 21 年 6 月 23 日	青葉区に対する情報開示請求に関する小職のデータ
183	個人	平成 21 年 6 月 23 日	青葉区に対する小職の提言した「市民からの提案」に関する書類
184	個人	平成 21 年 6 月 24 日	小職に行った不当な情報開示、個人情報開示に関するデータ
185	個人	平成 21 年 7 月 8 日	小職の提出した情報開示請求、異議申立等の何でも隠す青葉区が保有する書類(起案書 etc.) 及びデジタルファイル

請求種別は、情報公開条例に基づく開示請求を「一般」、個人情報保護条例に基づく個人情報本人開示請求を「個人」とする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 21 年 8 月 21 日	・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理
平成 21 年 8 月 27 日 (第 151 回 第一部会) 平成 21 年 9 月 3 日 (第 155 回 第二部会) 平成 21 年 9 月 4 日 (第 86 回 第三部会)	・諮問の報告
平成 21 年 9 月 29 日 (第 156 回 第二部会)	・審議
平成 21 年 11 月 13 日 (第 159 回 第二部会)	・審議
平成 21 年 12 月 11 日 (第 161 回 第二部会)	・審議
平成 23 年 2 月 25 日 (第22回制度運用調査部会)	・審議
平成 23 年 3 月 22 日 (第23回制度運用調査部会)	・審議
平成 23 年 4 月 25 日 (第24回制度運用調査部会)	・審議
平成 23 年 5 月 24 日 (第25回制度運用調査部会)	・審議
平成 23 年 7 月 12 日 (第26回制度運用調査部会)	・審議